二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第二条第五号の再診にあっては、他の病院（療担規則第五条第三項及び療担基準第五条第三項に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った患者に対して、療担規則第五条第三項第二号又は療担基準第五条第三項第二号に規定する金額以上の金額の支払を求めないことについて、正当な理由がある場合

第一の五の次に次のように加える。

第一の六　療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）

第二本文中「受ける」を「受けようとする」に、「厚生労働大臣が」を「厚生労働大臣の」に改め、第二の次に次のように加える。

第二の二　療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の患者申出療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一　療養は、適切に行われる体制が整っている等保険医療機関が特別の料金を徴収するのにふさわしいものでなければならないものとする。

二　当該療養は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

三　患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとする場合は、地方厚生局長等に報告するものとする。この場合において、当該報告は、報告を行う保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長等に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

第三本文中「受ける」を「受けようとする」に、「厚生労働大臣が」を「厚生労働大臣の」に改め、同第二号㈡ホ中「特別入院基本料」の下に「及び夜勤時間特別入院基本料」を加える。

第四第一号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同第五号中「及び」の下に「第五条の二の二第一項並びに」を、「療担基準第五条の二第二項」の下に「及び第五条の二の二第一項」を加える。

第五中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改め、「に掲げる評価療養」の下に「及び第一条の二に規定する患者申出療養」を加える。

第六中「平成二十六年」を「平成二十八年」に、「平成二十七年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成二十八年四月一日以降においては別表第7に収載されている医薬品」を「平成二十九年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品」に改め、「（平成二十七年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を除く。）」を削る。

第七第一号及び第九第三号中「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」に改める。

第十第一号中「及びグラチラマー酢酸塩製剤」を「、グラチラマー酢酸塩製剤及び脂肪乳剤」に改め、同第二号㈠ハ中「スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD、ルナベル配合錠ULD（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、アゾルガ配合懸濁性点眼液、テビケイ錠五〇㎎、アテディオ配合錠、ザクラス配合錠HD、ザクラス配合錠LD、コムプレラ配合錠、トリーメク配合錠、」を削る。

第十一第二号を次のように改める。

二　歯科点数表第2章第13部区分番号Ｉ000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、トリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウィズ・ヴィードマン症候群、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー（先天性筋ジストロフィーを含む。）、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダーウィリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口・顔・指症候群、メービウス症候群、カブキ症候群、クリッペル・トレノーネイ・ウェーバー症候群、ウィリアムズ症候群、ビンダー症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン―ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分（性）無歯症、チャージ症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳（胞）症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症（ゴードン症候群）、ソトス症候群又はグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）に起因した咬合異常における療養であって歯科矯正の必要が認められる場合

第十三第三号中「及び」の下に「第四条の二の二第一項並びに」を、「療担基準第二十六条の五第二項」の下に「及び第二十六条の五の二第一項」を加える。

第十三の二の次に次のように加える。

第十三の二の二　薬担規則第四条の二の二第一項及び療担基準第二十六条の五の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）

別表第一から第三までを次のように改める。